

施設設備等の共同利用に関する規程

第1条（目的）

この規程は、社会医療法人三栄会ツカザキ病院（以下「当院」という）における施設・設備等を地域の医師・歯科医師・薬剤師・看護師その他の医療従事者が診療・研究または研修のために利用することについて必要なことを定める目的とする。

第2条（利用者）

- （1） 当院の施設・設備等を利用できる者（以下「利用者」という）は、播磨姫路医療圏において医療機関を開設する医師及び歯科医師とし、予め当院の定める「社会医療法人三栄会ツカザキ病院登録医制度」に登録したものとす。
- （2） 播磨姫路医療圏において医師・歯科医師・薬剤師・看護師等が組織する団体の構成員は、団体の代表者の依頼により、また当院院長が特に認めるものは、前項の定める利用者ともみなす。

第3条（施設・設備）

- （1） 当院の施設・設備のうち共同利用に供されるものは、医療機器・開放型病床、地域医療連携室、会議室、図書室、医薬品情報管理室等に関わる施設など、診療・研究・研修等の目的で利用されるものとする。
- （2） 登録された医師及び歯科医師は当院の開放型病床及び救急診療に必要な病床を必要な場合に当院の了承の下、優先的に利用することができる。
- （3） 開放型病床の入院患者は原則急性期医療を必要とする患者とする。
- （4） 開放型病床・高度医療機器及び図書室の利用は別途定めるものとする。

第4条（利用手続等）

- （1） 当院の施設・設備を利用しようとする者は、所定の様式により当院管理者に申請し、予め許可を得るものとする。
- （2） 第3条に定める施設・設備等を施設共同利用する場合は、当院の諸規定を順守しなければならない。

第5条（医療事故等の対応）

施設利用時に生じた医療事故については、当院の諸規程に基づき対応する。

第6条（秘密の厳守）

連携利用者は、施設利用時に知り得た個人情報を、正当な理由無く第三者に開示、漏洩してはならない。

第7条

- (1) 当院の施設・設備を共同利用する医療機関との連絡・調整、共同利用に関する協議及び情報の提供、諸連絡など制度の円滑な運営のために当院の地域医療連携室に運営担当者を置く。本規程に関わる事務はこの担当者が行うものとする。
- (2) 当院の共同利用に関わる担当責任者は、地域医療連携室長の職にある者とする。

第8条（共同利用に関する協議）

当院の施設・設備の有効かつ円滑な共同利用を推進するために必要な事項は、社会医療法人三栄会ツカザキ病院「地域医療連携推進委員会」において協議し、決定されるものとする。

第9条（その他）

本規程の細則については別途定めることとする。

付 則

1. この規程は令和4年11月30日から施行する。